

市民税・都民税の申告はお早めに

2月17日(月)～3月16日(月)

問い合わせ

☆市・都民税について…市民税課 ☎22-1111
☆確定申告・所得税について…青梅税務署 ☎22-3185

平成31年および令和元年分の収入等を申告していただく市・都民税および所得税の申告受付が始まります。この申告は、令和2年度の市・都民税を決める重要な手続きですので、該当する方は期間内に必ず行ってください。

また、申告会場は大変混雑しますので、余裕をもってお越しください。※申告の要・不要については、下図「申告チェックフロー」参照

市・都民税の申告の必要のない方

- ① 所得税の確定申告をする方
- ※確定申告の必要の有無については、税務署へお問い合わせください。

② 収入のなかった方で、同一世帯の親族の扶養を受けている方

③ 収入が給与または公的年金等のいずれかまたは両方のみの方で、支払者から青梅市へ支払報告書が提出される方

※支払報告書に記載されている控除以外の控除を受けようとする場合は、申告が必要です。

市・都民税の申告が必要な方

☆2年1月1日現在青梅市にお住まいで、次のいずれかに該当する方

▽事業所得や不動産所得、生命保険の満期金に係る所得等(給与所得および公的年金に係る雑所得以外の所得)を得た方で、所得税の確定申告の必要のない方

▽青梅市に給与支払報告書を提出していない事業所にお勤めの方

▽収入のなかった方

※同一世帯の親族の扶養になつていない場合を除きます。

☆2年1月1日現在青梅市以外の市区町村にお

お申し出ください。
市・都民税の申告方法

下の「市民税・都民税の申告方法」を参照してください。

税務署で確定申告をしていただく方

次のいずれかに該当する方は、市役所では受け付けできませんので、税務署で申告をしてください。

① 土地、建物、株式等の譲渡所得や先物取引による所得を申告する方

② 農業、営業等の所得の申告をする方

③ 所得税の住宅借入金等特別控除を申告する方

④ 青色申告をする方

⑤ 消費税、相続税、贈与税の申告をする方

⑥ 確定申告をする方

※そのほかにも、給与収入、年金収入があった方で、源泉徴収票がない方、30年分以前の申告等、受け付けられない申告があります。詳細は、税務署へお問い合わせください。

市・都民税申告書を送付する方

昨年、市民税・都民税の申告をした方には、2月上旬に申告書を送付します。

同封の「令和2年度市民税・都民税(住民税)申告のしおり」を参考に、申告書に必要事項を記入して提出してください。

所得税の還付申告はお早めに

医療費控除、住宅借入金等特別控除、中途退職

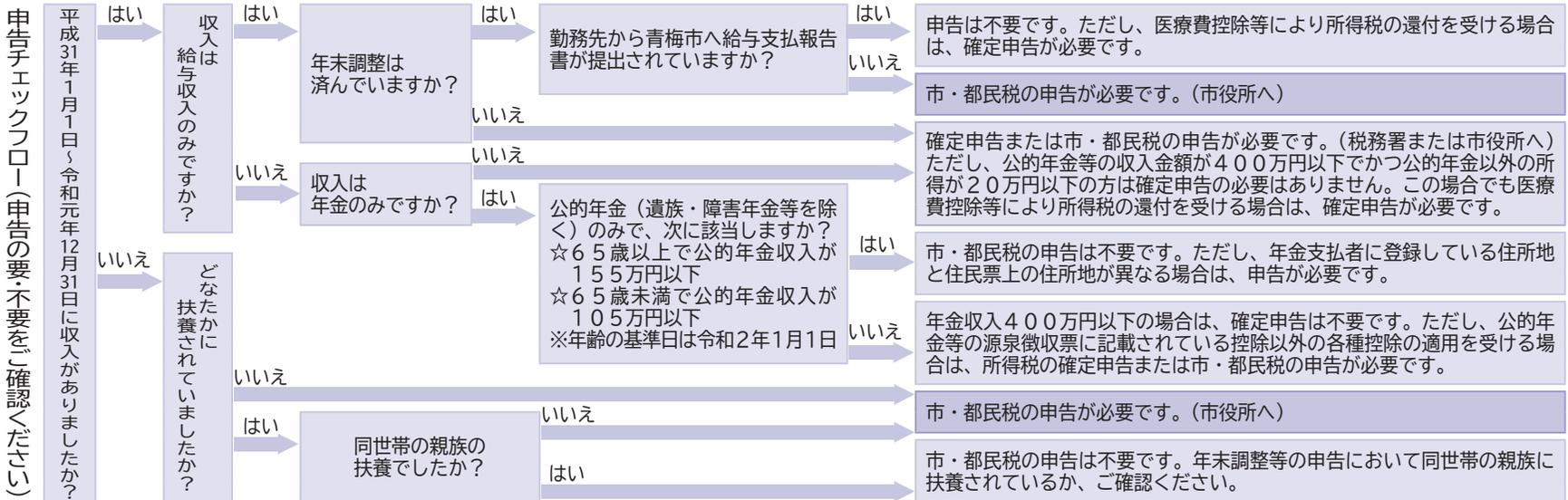
等による所得税の還付申告の提出は、すでに税務署で受け付けていますので、早めの申告をお勧めします。



参考 配偶者のパート収入による控除の範囲と税金(所得控除が基礎控除のみの場合)

パートの年間収入	配偶者控除の対象	配偶者特別控除	配偶者には	
			所得税が	市・都民税が
100万円以下	なれる	受けられない	かからない	かからない
100万円超103万円以下			かかる	かかる
103万円超201万6千円未満	なれない	受けられる		
201万6千円以上		受けられない		

※納税者本人の合計所得金額が1千万円を超える場合は、配偶者控除および配偶者特別控除は適用されません。



市民税・都民税の申告方法

問い合わせ 市民税課(市役所1階)

申告方法

☆市役所での申告受付…下表参照

☆郵送による申告受付…申告書に記入・押印のうえ、必要書類を添付し、〒198-8701 青梅市市民税課へ

※マイナンバーカードまたは個人番号通知カードの写し、本人確認書類の写しを添付してください。

※昼間連絡可能な電話番号を必ず記入してください。

☆市役所での申告受付

日程	時間	会場
2月17日(月)～3月16日(月) ※土・日曜日を除く	午前8時45分～午後4時	市役所2階 201・202会議室
2月23日(日)	午前9時～11時30分 午後1時～4時	市役所1階 市民税課

※2月20日・27日、3月5日・12日の木曜日は、午後7時30分まで市民税課で申告を受け付けます。ただし、所得税の確定申告にかかる相談・受付はできません。

申告に必要なもの

- ① マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- ② 本人確認のできる書類(運転免許証等写真のあるものは1点、国民健康保険証等写真のないものは2点)
- ③ 申告書
- ※会場でも配布します。
- ④ 認め印
- ※郵送の場合は、必要箇所に押印してください。
- ⑤ 平成31年および令和元年中の収入が分かる書類(源泉徴収票、収入明細書、その他帳簿等)

⑥ 所得控除等の書類

- ▷ 障害者控除…身体障害者手帳、愛の手帳等
- ▷ 社会保険料控除…健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金等の領収書または支払いを証明する書類
- ▷ 生命保険料控除、地震保険料控除…控除証明書
- ▷ 寄付金控除…寄付先からの領収書等
- ▷ 医療費控除…医療費控除の明細書、領収書、医療費通知、保険等で補填された金額の分かる書類
- ※医療費通知は、内容が不十分な場合があります。詳細は、市民税課市民税係へお問い合わせください。

※おむつ代を医療費控除の対象にする場合は、おむつ使用証明書またはおむつ使用確認書が必要になります。事前に必ず支払い総額を求めてください。※配偶者控除や扶養控除を申告する場合、配偶者や被扶養者のマイナンバーも記入してください。※そのほかにも、控除の内容によって必要な書類がありますので、事前に市民税課市民税係へお問い合わせください。